

臨時給水使用の取り扱い変更について

現在村では、一時的に水道を使用する場合の「臨時給水（1 m³あたり400円＋税）」を実施しておりますが、下記より水道使用料に加え、メーター使用料が発生することとなりました。皆様ご理解とご協力をお願いいたします。

時期：令和6年4月1日以降の申し込み分から

メーター使用料：例）13mm ⇒ 100円＋税
20mm ⇒ 150円＋税

三宅村役場 企業課 水道係

電話：5-0989